# 参考 5

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ の発生について

資料:宮崎県における高病原性鳥インフルエン

ザの発生の確認について

参 考:高病原性鳥インフルエンザについて

平成19年1月22日 農林水産省消費・安全局

平成19年1月22日 農 林 水 産 省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生の確認について

## 1 農場の概要

宮崎県宮崎郡清武町、肉用種鶏飼養農場(飼養羽数:約12,000羽)

#### 2 ウイルスの同定

- (1)1月12日、当該農場の飼養鶏からA型鳥インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定及び病原性の判定を行ったところ、H5N1亜型のA型インフルエンザ(強毒タイプ)であることが確認された。
- (2)なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査 を行い、当該ウイルスの遺伝子型等を確認する作業を実施している。

#### 3 防疫対応等の状況

(1)16日までに発生農場内の消毒等を終え、防疫措置は完了した。これに伴い、17日より、移動制限を実施している周辺農場(半径10km以内に16戸、約19万4千羽)の清浄性確認検査を実施している。

この清浄性確認検査で周辺農場から感染が確認されなければ、防疫措置完 了後21日<sup>注</sup>を経過した段階で移動制限を解除する(2月7日以降)。

- (2)また、農林水産省は、今回の感染経路を究明するため、疫学、ウイルス、 野鳥等の専門家で構成される「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を15日に設置し、17日に現地で第1回検討会を開催した。
  - 注: 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月18日農林水産大臣公表)」において、本病の潜伏期間を考慮して、移動制限の期間を21日以上としている。

#### 【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

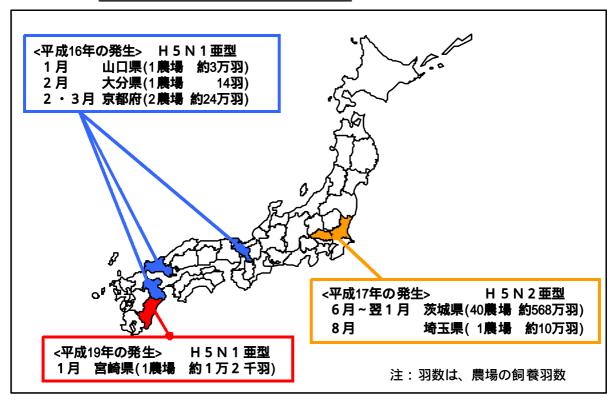
これまで、鶏卵や鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、 世界的に報告はありません。

# 高病原性鳥インフルエンザについて

- 1 感受性動物 鶏、あひる、七面鳥、うずら
- 2 特徴
- (1)他の鶏等への伝播力が強い。
- (2)強毒タイプは、呼吸器症状等が見られ、死亡率が極めて高い。
- (3)<u>弱毒タイプは、死亡率は高くないが、強毒タイプに変異する可能性</u>がある。
- 3 これまでの発生状況
- (1)国内の発生状況

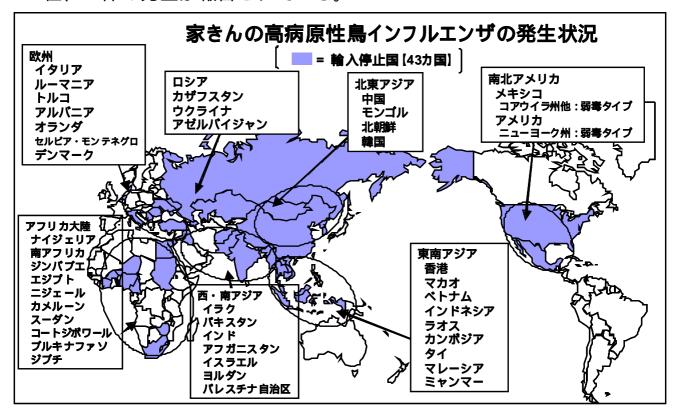
国内では大正14年に発生して以来、<u>平成16年に79年ぶりに強</u> <u>毒タイプが発生(山口県(1月)、大分県(2月)、京都府(2・3月))</u> した。また、<u>平成17年6月以降、茨城県等で弱毒タイプが発生</u>し、 いずれも、既に清浄化が図られている。

なお、平成19年1月宮崎県で発生が確認されている。



# (2)海外の発生状況

アジアを中心に世界43か国において発生が報告され(1月12日時点)、ヒトからヒトに感染する新型インフルエンザの発生も懸念されている。なお、昨年11月には韓国で発生しており、1月12日現在、4件の発生が報告されている。



## 4 これまでの対策

- (1)<u>高病原性鳥インフルエンザ</u>については、<u>治療法がなく、ワクチンでは感染を完全に防げない</u>ため、発生した場合は、発生農場の<u>飼養鶏の</u> 殺処分等によるまん延防止措置を実施している。
- (2)高病原性鳥インフルエンザの発生予防については、農場出入り口で の消毒、野鳥の侵入防止等の衛生管理対策が重要である。
- (3)農林水産省では、これまでも、 空港における靴底消毒等の水際措置の実施、 国内でのサーベイランスの実施、 異常家きんの早期発見・早期通報の徹底、 野鳥等の侵入を防止するためのウインドレス 鶏舎や防鳥ネットの整備に対する助成等の対策を推進している。
- (4)なお、<u>鶏卵、鶏肉を食べることにより</u>、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。